資料番号	４

令和８年３月５日
課　名　教育委員会事務局
　　秘書広報室
担当者　室長　竹森
内　線　4930

教育長定例記者会見等資料

令 和 ８ 年 ２ 月 １ ３ 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会
NEWS RELEASE
広島で学んで良かったと思える
広島で学んでみたいと思われる
日本一の教育県の実現

報道提供資料
令和８年２月13日
課　名　　県立図書館総務課
担当者　　課長 石川　清
直通電話 082-241-4970
E-mail　tsksoumu@pref.hiroshima.lg.jp

県立図書館の電子図書館が、リニューアル！
「楽しむ！見つける！考える！～みんなの電子図書館～」に

県立図書館の電子図書館がもっと楽しく、より使いやすくなりました!

- **オーディオブックで「聴く読書」が楽しめます！**
- **専門分野の入門書などを活用して新たな世界を発見し、考えを深めることができます！**
- **写真が豊富で色彩鮮やかな図鑑などを拡大して楽しめます！**

リニューアルの背景

令和２年７月から、コロナ禍における中学生・高校生の心のケアと学びを支援するため、「青少年のための電子図書館サービス″with Books ひろしま″」のサービスを開始。

さらに幅広いニーズにお応えするため、令和８年２月からコンテンツを拡充しました。

こんな活用ができます！

・従来の貸出型電子書籍は、中高生向け書籍が充実しており、生き方のヒントや癒しがほしくなったときに最適です。
・聴いて楽しむ“オーディオブック”は、読むのが苦手な方にもオススメ♪移動中や作業中の“ながら聞き”もできます。
・専門書や図鑑などは、学校での探究学習での活用や、生涯学習に取り組む一般の方の知識習得にも役立ちます。

サービス概要

	楽しむ！見つける！考える！～みんなの電子図書館～		
閲覧方法	１度に２冊、 ２週間貸出し型	NEW！ 読んでいる間だけ閲覧型	
コンセプト	楽しむ読書		見つける読書 学び、考えを深める読書
主な ラインナップ	読み物 （小説、学習マンガ、 悩みの解決に繋がる本）	オーディオブック （小説、一般教養）	調べ学習向け書籍 （専門書、事典、図鑑）

電子図書館の利用状況について

県立図書館は、順調に利用者を増やしており、令和６年度の貸出数は　**過去最高の 19,854 点!!**

今後も更なる利用増を目指します。

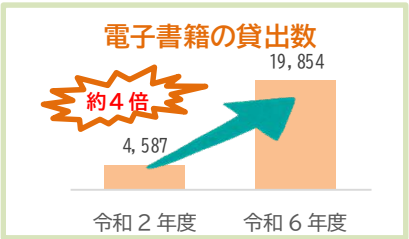

広島県 楽しむ！見つける！考える！

いつでも、どこでも♪

～みんなの電子図書館～

ログインすると、2つのサービスが無料で御利用いただけます！
あなたにとって”特別な一冊”と出会いませんか？

青少年のための電子図書館 With Books ひろしま

1度に2冊
2週間貸出しタイプ

中高生向け書籍

話題の小説から悩みの解決に役立つ本まで充実のラインナップ！

大人の方の利用も大歓迎！

＋

Maruzen eBook Library MeL（メル）

楽しメル、学びを深メル電子図書館

読んでいる間だけ
閲覧タイプ

オーディオブック

耳で聴くので、読書が苦手な方にもオススメ♪

- 小説
- 童話
- 教養

※オーディオブックは、検索キーワードに「オーディオブック」と入力するか、「コンテンツ種別：動画」を選択してください。

調べ学習向け書籍

学校でのレポート作成などにも役立ちます。

新発見が、きっとある！

- 辞書・事典
- 図鑑
- 専門書

利用手順等は裏面を参照

※通信にかかる費用は利用者負担です。

電子図書館トップページはこちら

https://web.d-library.jp/withbooks/g0101/top/

広島県 みんなの電子図書館 検索

サービスの利用には、事前に利用登録※が必要です。

※<u>県内在住又は在学・在勤している方</u>が登録できます。
<u>県立図書館の利用カードを既にお持ちの方</u>は、新たな<u>登録は不要</u>です。

利用手順

①アクセスする

お手持ちのスマートフォン・ＰＣ・タブレットで右の二次元コード表面のリンク、
又はチラシ表面のリンクを読み取って電子図書館のサイトにアクセス

②ログインする

利用者ＩＤとパスワード（※）を入力して「ログインする」をクリック（↓画面☆）
※　電子図書館の利用には図書館が発行したＩＤとパスワードが必要です。

▶　広島県立図書館利用カードをお持ちの方

→　利用者ＩＤ：図書館カードの番号（バーコード下の数字10桁）
パスワード（初期設定）：生年月日：西暦８桁　となります。
例）2005年１月５日生まれの方　→　20050105
※Myライブラリとは連動していません。

▶　広島県立図書館利用カードをお持ちでない方

→　広島県電子申請システムにより、広島県立図書館電子図書館サービス利用申請を行い、ＩＤを取得してください。

詳しい取得方法は、当館ホームページより御確認ください。
https://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/introductionbooks/ebook

青少年のための電子図書館
With Books ひろしま

<u>選ぶ・借りる</u>

書籍を検索し、借りるをクリック。
借りた書籍はそのまま端末上で
読むことができます。

Maruzen eBook Library MeL 楽しメル,学びを深メル電子図書館

<u>閲覧する・聴く</u>

画面中程にある、 Maruzen eBook Library **の**
「読む」をクリック。
書籍を選び、閲覧します。
そのまま端末上で読むことができます。

広島県 楽しむ！見つける！考える！
～みんなの電子図書館～

〈オーディオブックの検索方法〉

検索キーワードに「オーディオブック」と入力するか、
「コンテンツ種別：動画」を
選択してください。

広島県立図書館
広島市中区千田町三丁目７－47
（広島県情報プラザ内）
TEL:082-241-4995(代表・自動音声応答)
Email：hirokentokan@hplibra.pref.hiroshima.jp

令和8年2月24日作成

記 者 発 表 資 料

令和８年２月 13 日
広島県教育委員会

教職員の懲戒処分について

令和8年2月 13 日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

県東部 公立中学校 教諭 (60 歳)	減給 10 分の１ ２月	令和７年 11 月 25 日（火）、人間ドックの再検査を受けるために職務専念義務の免除を申請したが、同検査を受診することなく、１日間勤務を欠き、その後、校長から同検査の受診に係る根拠書類の提出を求められたにもかかわらず、受診していない事実を報告しなかった。 また、同年 12 月１日（月）から同月５日（金）までの計５日間、正当な理由なく無断で勤務を欠いた。 さらに、同年 11 月 26 日（水）午後４時 40 分頃、所属校の敷地内で自家用車を後進させた際、同車を柱へ衝突させる事故を起こしたにもかかわらず、同日午後６時 50 分頃に管理職に報告するまでの間、適切な対応を怠った。 加えて、地域クラブの指導者として大会に参加した同年９月 28 日（日）午前 11 時 30 分頃、500ml の缶ビール１本を飲酒したにもかかわらず、その後約３時間 30 分が経過した同日午後３時頃、同大会の会場の駐車場内で自家用車を運転して２～３メートル移動させた。第三者からの通報により駆け付けた警察から事情聴取及び呼気検査を受けた結果、呼気からアルコールは検出されず酒気帯び運転には該当しなかったものの、このことにより、関係者に対して不信感を与え、教育に対する信頼を大きく損なった。 これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第 32 条、信用失墜行為の禁止を定めた同法第 33 条及び職務に専念する義務を定めた同法第 35 条の規定に違反する。
県西部 公立中学校 教諭 (64 歳) (再任用)	戒告	令和５年１月から同年３月までの間、自身の携帯電話を使用して、所属校を卒業した高校生５名との間で、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による私的なやり取りを行った。 さらに、そのうち３名に対して、高等学校卒業後の令和５年９月から同年 11 月までの間、SNS を使用して不適切な内容のメッセージを送信したことにより嫌悪感を与えた。 これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第 33 条の規定に違反する。

被処分者	処分内容	処分理由
県西部 公立小学校 主幹教諭 (50 歳)	戒告	令和７年７月 27 日（日）午後１時 13 分頃から午後３時 25 分頃までの間、２名で、第１種共同漁業権が設定されている山口県の海域において、漁業権又は組合員行使権を有していないにもかかわらず、サザエ２個及び特定水産動植物であるアワビ２個を採捕した。このことにより、同年 12 月 10 日（水）に、漁業法違反及び山口県漁業調整規則違反の罪で罰金 10 万円の略式命令を受けた。 このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第 33 条の規定に違反する。
県西部 公立小学校 主幹教諭 (49 歳)	戒告	令和７年７月 27 日（日）午後１時 13 分頃から午後３時 25 分頃までの間、２名で、第１種共同漁業権が設定されている山口県の海域において、漁業権又は組合員行使権を有していないにもかかわらず、サザエ２個及び特定水産動植物であるアワビ２個を採捕した。このことにより、同年 12 月 10 日（水）に、漁業法違反及び山口県漁業調整規則違反の罪で罰金 10 万円の略式命令を受けた。 このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第 33 条の規定に違反する。

【担当】
教職員課　小中学校人事係長　園山　和志
（電話）　082－513－4924
（内線）　4924
（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp